



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年4月13日火曜日 第1549号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 字の廃止（重信町）..... 425
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 425
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 426
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更..... 426
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 427
- 家畜人工授精師の免許証の交付..... 427
- 保安林の指定の解除..... 427
- 道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）..... 427
- 道路の供用開始（ " ）..... 428
- 道路の区域変更（県道粟井浅海線）..... 428
- 道路の区域変更（県道北条玉川線）..... 428
- 道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）..... 429
- 道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）..... 429
- 道路の区域変更（県道西条久万線）..... 429
- 道路の区域変更（一般国道440号）..... 429
- 道路の供用開始（ " ）..... 430
- 道路の区域変更（一般国道440号）..... 430
- 道路の区域変更（一般国道380号外）..... 430
- 道路の区域変更（県道小田柳谷線）..... 430
- 道路の区域変更（県道広田双海線）..... 431
- 道路の供用開始（ " ）..... 431
- 道路の区域変更（県道大洲野村線）..... 431
- 道路の供用開始（ " ）..... 431
- 道路の区域変更（県道内子双海線）..... 432
- 道路の供用開始（ " ）..... 432
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）..... 432
- 道路の供用開始（ " ）..... 432
- 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）..... 432
- 道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）..... 433
- 道路の供用開始（ " ）..... 433
- 道路の区域変更（県道肱川公園線）..... 433
- 道路の供用開始（ " ）..... 433
- 道路の区域変更（県道喜路能登線）..... 434
- 土地区画整理事業の換地処分..... 434
- 開発行為に関する工事の完了..... 434
- 落札者等の告示（2件）..... 434

任 免 辞 令

- 県議会定年退職..... 435

- 県議会任免辞令..... 435

正 誤

- 平成16年4月6日付け第1547号愛媛県告示第767号（土地改良区役員の退任の届出）中..... 435
- 平成16年4月6日付け第1547号愛媛県告示第768号（土地改良区役員の退任の届出）中..... 435

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第815号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、重信町長から次の区域内の小字を全部廃止する旨の届出があった。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

大字名	小字名	地 番	摘 要
大字田窪	字海稲	1521の1、1521の5、1522の3、1525の3、1526の2、1526の3、1527から1531まで、1532の3及び1532の5	これに伴う道路、水路等を含む。
	字水木	1724の3、1725の3、1726の3、1727の3、1728の2、1729から1733まで、1734の1から1734の3まで、1735から1737まで、1738の1、1739の1、1740の1、1829の1、1830の1、1831の1及び1988	
	字外分	1976の3、1980、1982、1983、1984の1、1984の2、1985の1から1985の3まで、1986、1987、1989、1990、1994、1995、1996の1から1996の3まで、1997の1、1997の2、1998、1999の1、1999の2、2003の1、2003の2、2004、2006、2007の1、2012の6、2032の1、2032の4、2032の5、2034の3、2036の1及び2414	

○愛媛県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
キングタクシー株式会社	今治市延喜甲240番地4	今治介護	今治市延喜甲240番地4	平成16年3月18日
社会福祉法人なごみの会	今治市別名251番地	今治なごみ苑	今治市別名251番地	平成16年3月10日
有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田2751番地2	ヘルパーステーションしらさぎ宇和島事業所	宇和島市川内大黒田甲2096番地4	平成16年3月29日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ大洲出張所	大洲市菅田町菅田甲1312番地1 アネックス堀川1階	平成16年2月18日
株式会社アライアンス	川之江市川之江町474番地2	アライアンス	川之江市川之江町474番地2	平成16年2月27日
中村 貢	伊予市米湊786番1	中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	平成16年2月1日
有限会社あいらんど	伊予市下三谷2278番地1	グループホームあいらんど	伊予市下三谷2278番地1	平成16年2月24日
株式会社ライフネット	北条市辻771番地4	ライフネット訪問介護事業所	北条市辻771番地4	平成16年2月27日

○愛媛県告示第817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島市丸之内一丁目1番7号	宇和島介護サービス	（変更後） 宇和島市丸之内一丁目1番7号	平成15年9月1日
			（変更前） 宇和島市恵美須町一丁目6番18号	
有限会社アポトライ	宇和島市丸之内3-2-1	ラポールヘルパーステーション	（変更後） 宇和島市恵美須町一丁目1番1号	平成15年8月4日
			（変更前） 宇和島市恵美須町一丁目1番3号	

○愛媛県告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサポートさくら	宇和島市住吉町二丁目3番35号	ケアサポートさくら	（変更後） 宇和島市大宮町二丁目5番20号	平成16年1月13日
			（変更前） 宇和島市住吉町二丁目3番35号	

○愛媛県告示第 819 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
フジエース株式会社	伊予郡松前町徳丸1338 - 1	フジエース株式会社	伊予郡松前町徳丸1338 - 1	平成15年12月31日
瀬戸町	西宇和郡瀬戸町三机乙3003番地の6	瀬戸町国民健康保険大久診療所川之浜出張診療所	西宇和郡瀬戸町川之浜1197番地	平成14年8月1日

○愛媛県告示第 820 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名
第1777号	平成16年4月13日	牛	家畜人工授精の業務	愛媛県	今治市黄金町四丁目1番18	塩見仁士 昭和55年4月21日

○愛媛県告示第 821 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所

- 北宇和郡津島町大字増穂丁 598 の 195、丁1075の 162
 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 3 解除の理由
 道路用地とするため

○愛媛県告示第 822 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	湯山高縄北条線	北条市九川字大藪乙307番28	旧	メートル 5.6 ~ 10.4	キロメートル 0.056	
			新	6.7 ~ 25.4	0.056	
"	"	北条市九川字市後乙316番56	旧	9.8 ~ 11.0	0.011	
			新	12.6 ~ 13.7	0.011	
"	"	北条市九川字市後乙317番32	旧	9.8 ~ 15.0	0.027	
			新	13.0 ~ 31.5	0.027	
"	"	北条市横谷字子ゴロ乙440番68から 同市横谷字谷口ヨリ中谷迄丁130番3まで	旧	7.2 ~ 20.6	0.145	
			新	15.6 ~ 40.6	0.145	

"	"	北条市横谷字足谷乙250番14	旧	4.1 ~ 8.0	0.120	
			新	19.6 ~ 24.2	0.120	
"	"	北条市横谷字サヲ田乙264番4から 同市横谷字足谷乙268番2まで	旧	5.0 ~ 8.8	0.054	
			新	9.0 ~ 12.8	0.054	

○愛媛県告示第 823 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市九川字大藪乙307番28	平成16年4月13日
"	"	北条市九川字市後乙316番56	"
"	"	北条市九川字市後乙317番32	"
"	"	北条市横谷字子ゴロ乙440番68から 同市横谷字谷口ヨリ中谷迄丁130番3まで	"
"	"	北条市横谷字足谷乙250番14	"
"	"	北条市横谷字サヲ田乙264番4から 同市横谷字足谷乙268番2まで	"

○愛媛県告示第 824 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	北条市萩原字スベリ石甲420番2から 同市萩原字ソリ甲287番4まで	旧	メートル 3.8 ~ 17.0 7.5 ~ 15.2	キロメートル 0.243 0.055	
			新	7.5 ~ 15.2	0.055	

○愛媛県告示第 825 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	北条市中村字井手ノ上甲87番4から 同市儀式字鎌居口乙351番2まで	旧	メートル 6.5~21.8 11.5~38.0	キロメートル 0.185 0.207	
			新	11.5~38.0	0.207	
"	"	北条市儀式字鎌井口甲552番3から 同市儀式字白佐古甲80番2まで	旧	4.0~35.0 11.5~48.5	0.780 0.492	
			新	11.5~48.5	0.492	

○愛媛県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	北条市善応寺字漢音堂甲713番3から 同市別府217番2まで	旧	メートル 2.6~18.0 12.0~26.5	キロメートル 1.894 1.855	
			新	12.0~26.5	1.855	

○愛媛県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	北条市九川字中山乙564番5から 同字乙563番2まで	旧	メートル 4.6~9.6 9.0~21.0	キロメートル 0.144 0.098	
			新	9.0~21.0	0.098	

○愛媛県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥2332番4から 同村七鳥2002番まで	旧	メートル 3.0~27.0 13.5~49.5	キロメートル 0.837 0.815	
			新	13.5~49.5	0.815	

○愛媛県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村3179番3	旧	メートル 13.7～16.3	キロメートル 0.009	
			新	16.1～19.3	0.009	

○愛媛県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村3179番3	平成16年4月13日

○愛媛県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字郷角13288番4から 同字12719番11まで	旧	メートル 7.1～36.2 15.1～57.5	キロメートル 0.221 0.152	
			新	15.1～57.5	0.152	

○愛媛県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	380号	上浮穴郡小田町大字町村392番2から 同大字621番まで	旧	メートル 4.2～49.0 12.0～50.0	キロメートル 0.741 0.382	
			新	12.0～50.0	0.382	
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字町村390番から 同大字449番4まで	旧	0.0	0.000	
			新	17.0～57.0	0.290	

○愛媛県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川2721番4から 同大字3084番2まで	旧	メートル 4.5~16.0 12.0~46.0	キロメートル 0.788 0.857	
			新	12.0~46.0	0.857	

○愛媛県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字栗田甲77番地先から 同町大字佐礼谷乙576番5まで	旧	メートル 4.5~12.2	キロメートル 0.150	
			新	5.3~41.2	0.116	

○愛媛県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字栗田甲77番地先から 同町大字佐礼谷乙576番5まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良2795番3から 同町蔵良2159番2まで	旧	メートル 4.7~21.0	キロメートル 0.204	
			新	11.5~60.0	0.204	

○愛媛県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良2795番3から 同町蔵良2159番2まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳3322番2から 同町石畳5237番まで	旧	メートル 4.4～11.0	キロメートル 0.363	
			新	8.1～83.2	0.360	

○愛媛県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳3322番2から 同町石畳5237番まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平2465番1地先から 同大字2453番3まで	旧	メートル 3.6～13.0	キロメートル 0.124	
			新	5.7～35.6	0.124	

○愛媛県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平2465番1地先から 同大字2453番3まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字ハキヤマ1401番2から 同字1396番3まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町正野646番2から 同町正野645番2まで	旧	メートル 6.3～9.6	キロメートル 0.037	
			新	7.6～19.7	0.037	

○愛媛県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町正野646番2から 同町正野645番2まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5258番4から 同町予子林5404番8まで	旧	メートル 8.0～36.4	キロメートル 0.237	
			新	12.5～43.5	0.237	

○愛媛県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5258番4から 同町予子林5404番8まで	平成16年4月13日

○愛媛県告示第 847 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島803番地先から 同市日振島726番地先まで	旧	メートル 14.0～50.8	キロメートル 0.405	
			新	14.0～62.2	0.405	

○愛媛県告示第 848 号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、重信町田窪土地区画整理組合理事長近藤正平から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成16年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 土地区画整理事業の名称
重信町田窪地区土地区画整理事業
- 2 施行区域
重信町大字田窪字水木、字海稲、字外分の各一部
- 3 換地処分年月日
平成16年 3月15日

○愛媛県告示第 849 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第55号 平成16年 3月29日	伊予郡砥部町高尾田38番、39番、40番、41番及び42番	伊予郡砥部町高尾田744番地 門 田 工 ミ 子
15西局丹土（開）第25号 平成16年 3月30日	周桑郡小松町大字新屋敷船山下甲1335番 6、甲1336番 1 及び甲1338番 2	周桑郡小松町大字新屋敷甲1880番地 尾 上 和 虎

○愛媛県告示第 850 号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内 LAN システム運用管理業務 一式	愛媛県企画情報部管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成16年 3月29日	株式会社トゥワード 松山市三番町四丁目 7 番地10	34,965,000円	一般競争入札	平成16年 2月17日

○愛媛県告示第 851 号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務 一式	愛媛県企画情報部管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成16年 3月29日	株式会社 S T N e t 高松市春日町1735番地 3	129,990,000円	一般競争入札	平成16年 2月17日

任 免 辞 令

○定年退職

平成16年3月31日定年退職

愛媛県議会事務局長 佐野 武 秀

○任免辞令

4月1日

愛媛県事務吏員 山岡 昌 徳

愛媛県議会事務局長に任命する

愛媛県議会事務局長 山岡 昌 徳

愛媛県議会図書室長を命ずる

正 誤

○正 誤

平成16年4月6日付け第1547号愛媛県告示第767号(土地改良区役員の退任の届出)中

ページ	箇 所	誤	正
376	表の氏名の欄 中	近 藤 亀	越 智 邦 利
376	表の住所の欄 中	松山市中野町甲213 番地1	今治市桜井3丁目9 番43号

○正 誤

平成16年4月6日付け第1547号愛媛県告示第768号(土地改良区役員の退任の届出)中

ページ	箇 所	誤	正
376	表の氏名の欄 中	越 智 邦 利	近 藤 亀
376	表の住所の欄 中	今治市桜井3丁目9 番43号	松山市中野町甲213 番地1

